富士見都市計画の変更について(富士見上南畑地区)

令和4年2月3日 富士見市まちづくり推進課



次第



都市計画の変更について

(1) 準防火地域の指定

(2) 地区計画の策定

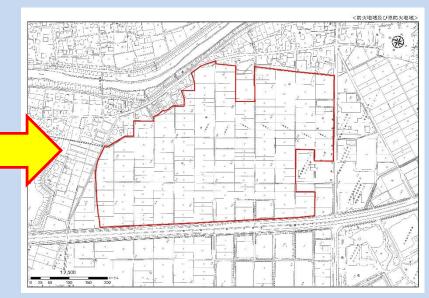
(3) 都市計画変更のスケジュール(予定)

(1)準防火地域の指定



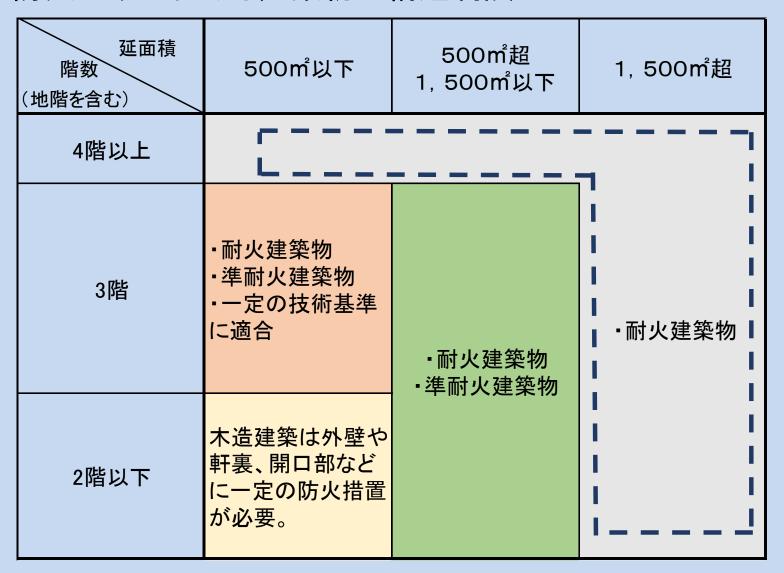
1 目的		○本地区全域に準防火地域を指定することで、防火性能の高い建築物等の建築を促進する。○火災発生時における延焼拡大を抑制し、効果的な難燃都市の形成を図る。
2	建築物の 構造	〇耐火構造の建築物

火災発生時における 延焼拡大を抑制するため、 地区全域(約19.3ha)に 準防火地域を指定します。



(1)準防火地域の指定

〇準防火地域における建築物の構造制限



(2)地区計画の策定

1 目標	〇本地区の特徴である広域交通網へのアクセスなどの 優位性を活かし、製造業を中心に産業系施設を誘導 〇田園環境と調和のとれた良好な産業団地の形成				
2 用途の制限	○産業団地に不適切な住宅、事務所、店舗、運動施設 (ボーリング場、スケート場など)、マージャン屋・ぱちん こ屋、カラオケボックスなどの建築を規制 ※ただし、小規模店舗(工場直売所)は、床面積(500㎡ 又は150㎡)を限って許容。 →次頁イメージ参照				
3 敷地面積の 最低限度	OA地区 10,000㎡、B地区 3,000㎡				
4 壁面の位置 の制限	○12m道路からの距離 4.0m○その他の道路・隣地境界からの距離 2.0m○緩衝緑地境界からの距離 15.0m				
5 高さの制限	OA地区 25m以下 OB地区 (段階的に高さ制限)8m、10m、12m、15m				





○建築物等の用途の制限

次の各号のいずれかに該当する建築物は建築してはならない。

全地区							
(1)建築基準法別表第2(を)項に掲げるもの							
一(る)項第三号に掲げるもの→個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの	二 ホテル又は旅 三 キャバレー、						
五 学校(幼保連 六 病院 携型認定こども園 を除く。)	七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が <u>一万平方メートルを超えるもの</u>						

(2)地区計画の策定



全地区						
(2)住宅		(4)老人ホーム、福祉ホームその他 これらに類するもの				

A地区 B地区

(5)物品販売業を営む店舗又は飲食店(以下「店舗等」という。)(ただし、店舗等に供する部分の床面積の合計が500㎡以内かつ当該地区内の工場で製造、加工又は貯蔵する製品を主に販売若しくは提供する店舗等を除く。)

(5)物品販売業を営む店舗又は飲食店(以下「店舗等」という。)(ただし、店舗等に供する部分の床面積の合計が150㎡以内かつ当該地区内の工場で製造、加工又は貯蔵する製品を主に販売若しくは提供する店舗等を除く。)





全地区							
(6)図書館、博物館その他これらに 類するもの	(7)ボーリング 場、スケート場、 水泳場その他こ れらに類する運 動施設	(8)マージャン 屋、ぱちんこ屋、		(10)保育所(<u>当該</u> <u>地区内の事業所</u> <u>に勤務する者の</u> <u>用に供するものを</u> <u>除く。</u>)			
		もの					

全地区							
(11)公衆浴場	(12)診療所	(13) 老人福祉セ ンター、児童厚生 施設その他これら に類するもの	場		(16)カラオケボッ クスその他これに 類するもの		

(2)地区計画の策定



	全地区							
(17)火葬・墓地管 理業、冠婚葬祭 業の用に供する 建築物			(20)建築基準法 別表第2(ぬ)項 第3号(13)及び (13-2)に掲げ る事業を営むエ 場	(21)建築基準法 別表第2(る)項 第1号(1)から(2 2)、(29)から(3 1)までに掲げる 事業を営む工場				

6	形態又は色 彩等の制限	〇建築物の外壁又は屋根の色彩の制限 〇屋外広告物の周辺環境景観との調和
7	緑化率の最 低限度	O25%
8	垣又はさくの 構造の制限	〇生垣又は透視可能なフェンスとし、基礎部分や高さを 制限

(3)都市計画変更のスケジュール(予定)



					令和3年度			
分野	都市計画	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
都市計画	防火地域 及び 準防火地域		述申出受付期 10/8~29 1 原案の縦覧等 (法第16条) 10/8~22	11/12	②:区域内 案の 意見	の土地の所有 公告及び縦覧 書受付期間	で所在地のある 者、利害関係 決定告 項)(法第20条 2/3	を有する方 示 第1項)
計画変更	地区計画	説明動画公開	② 見書受付期 10/8~29	五 (法	12/4~24 県知事協議 第19条第3項	(法第1	:完了	永久縦覧 第20条第2項) した手続き の手続き